

まで引越の儀バ待まはるべしと答へければ佐五右衛門  
 門大に喜びて早速の承引満足せり只今の儀相濟みしだ  
 い速に引取るべしとて歸りけりあくて四月七日早朝に  
 周防守奥家老堀野治郎大夫より助八方へ此間注意を  
 得し儀又付は面談いたし度い早々罷越されいやらにと  
 予越せり依て助八は早速同家へいたり廣敷へ出けるに  
 堀野及び奥家老森井甚五右衛門奥目附小池理右衛門列  
 座にて夫人の旨と傳へり助八歸りて佐五右衛門を呼び  
 同家の首尾をかたりしうへ終に養女に遣しぬ佐五右衛  
 門大お悦びそれよりさつを我が家へ引とり長男三五郎  
 (十四歳)女みや(七歳)にも引合せやがて兩人の姉となして  
 盃をさせしとぞ

一説よさつ後同家へ召出され改めて中老あかへら  
 れしが召出のとき給金の常の通り四十俵に五人扶持  
 且引越支度として金百兩時服五枚を賜はれり依てた  
 つの松尾と稱し(苗字の松田の松をとりしなりと)奥に  
 勤仕せしが二十七歳のとき同家の用人神尾何某侯に  
 請ひて松尾を貰受け終に妻とあせり其後助八夫婦及  
 び岡本佐五右衛門の隠居して芝三田透みて町屋敷を  
 買ひこゝにて終はれりといへり

(此稿いま完のらす)

業平 ○ 業平の實説  
 業平美男なりしとい世に名高く兒童走卒もよく知るとこ

ろなり業平の事に付ての稗史野乘等に作る所極めて多し  
といへども多くの皆虚妄ふして信するみ足らず殊に業平  
或る貴嬪を作ひて出奔せしなむといふに至ての妄も亦甚し  
きもれにして大に其人を累するものといふべし抑も業平の  
事跡の實録諸書に見えたるを取輯めて記せば業平の阿保  
親王の第五子にして天長年中兄行平ともお姓を在原と  
賜へり世稱して在五中將といふ體貌閑麗にして善く和歌  
を作れり貞觀年中右馬頭に任し鴻臚館に就て渤海の使人  
を勞せり尋で右近衛中將にす、み元慶年中相模權守を兼  
ね又轉して美濃權守を兼ね業平嘗て武藏に遊び隅田川に  
いたり水鳥の波間に浮ぶを見て其名を問へば土人郡鳥な  
りといふよつて悽然として歌を作りていはく

名にしおは、いさ事問はむ都鳥

わかおもふ人のありやなしやと

世傳へて名歌とある業平卒するとき年五十六なり後人祠  
を加茂巖本又建てこれを祀るといふ(業平又二人の男子あ  
り兄を棟梁といひ弟を滋春といふ並に和歌又長せり人滋  
春を呼て在次君といへり是れ在五中將に次ぐといふ意と  
ぞ聞えし此の滋春の大和物語の作者なり)世業平を以て所  
謂六歌仙の一人とある(六歌仙の事既又十一編にいへり)  
業平の事蹟の正しき書に見えたるの右の如し伊勢物語に  
多く業平の事を載せられたるも實録諸書に見る所なし取  
るべのらず世傳ふるところの業平の事蹟の多くの伊勢物  
語に見えたる趣を種として附會して作出せるなればたや

そく信すべからず

○柳澤の實説

柳澤吉保侯の事の演戯あてもものし又俗書にも記したる  
 を見たれども固より皆怪誕不稽の説のみ多くして信を取  
 るに足らず依て侯が生涯の行事を記さんと思へども文の  
 長きに沙らんとをおそるれば今たゞ其榮進の年序等を  
 掲げて已むべし侯初名の保明といひ彌太郎と稱す武田氏  
 の裔なり嘗て甲斐國柳澤村に居りしを以て氏とせり侯の  
 父名を安忠といひ刑部左衛門と稱せし祿百六十石を賜ひ上  
 總國市袋村を知行せり當時徳川綱吉公上野國館林城に居  
 られしかばこれに仕へり安忠延寶三年隱居す時お吉保侯

年十八ありしが父につぎて綱吉公に仕へ近侍となり米三  
 百七十俵を加へらる延寶八年四代將軍家綱公(嚴有公)薨せ  
 られしお綱吉公入て其後を承け大將軍に任せらる是れ  
 即ち五代將軍常憲公なり依て吉保侯も從ひて江戸に移り  
 御小納戸に任す天和元年祿千石を加賜せらる貞享二年  
 小性にのぼりて從五位下に叙せられ出羽守に任す明年正  
 月又祿千石を加へらる其翌々元年祿と改元あり十一月一  
 万石を和泉上總國の地に賜ふ前の祿と併せて一万二千石餘  
 となる時に三十一歳なり同二年屋敷を神田橋に賜ふ同三  
 年三月又二万石を加へられ更に三千金をさぶふ十二月從  
 四位下に叙せらる同四年三月綱吉公親ら吉保侯の邸に臨  
 むるこれを始めとして公の薨せらるゝに及ぶまで凡そ五

十餘度來臨せられしといふ同五年十一月又三万石を加賜せらる同七年正月更に一万石を加へられて武藏國川越城主となる是にいたりて其祿併せて七万二千石餘なり是の歳十一月評定所衆お列し始めて訟を聽く尋で侍從又任せらる同十年七月又二万石を加賜せらる翌十一年七月從四位上又叙せられ左近衛權少將お任す同十四年八月特に二万金を賜ふ是の歳十一月綱吉公其邸に臨み松平氏を與へ又侯及び其長子に偏諱を賜ひて美濃守に任そ是れより侯吉保と改名を今までの保明と稱せしなり同十五年三月又二万石を加賜せらる寶永元年十二月更お三万九千二百石餘を甲斐駿河兩國の地に加賜せられ甲斐國府中城に居る其祿併せて十二万二千二百石餘と稱す明年駿河の地を還し

て甲斐國を賜ふ綱吉公印書を賜ふ其文おいはく

甲斐國者要樞之地而一門之歴々雖領來依眞忠之勤今度山梨八代巨摩之三郡一圓宛行之訖爲先祖之舊地永可令領地狀仍如件

寶永二年乙酉四月廿九日

右大臣綱吉

甲斐少將殿

此時侯四十八歳なり是の歳七月病によりて職を解く明年二月家宣公親ら侯の邸に臨み家士の刀槍の枝を演ずるを覽らる家宣公ハ即ち綱吉公の嗣にして六代將軍文昭公是れなり同六年正月十日綱吉公薨す同六月侯終に仕を致して馳込の別邸に居り薙髮して保山と號す正徳四年十一月二日病を以て歿しぬ時年五十七なり諡して永慶寺殿前

濃州太守羽林次將保山元養大居士といふ夫人の折井氏に  
 て四男六女あり(長子吉里初越前守又任し伊勢守を歴て甲  
 斐守となる享保九年三月封を大和國郡山に移せり次を安  
 通といふ刑部少輔に任そ次を時陸といふ式部少輔又任す  
 皆封一万石を分て松平氏を稱そ次を保氏といふ出て他家  
 を承ぐ次と保經といふ兄時陸の嗣とあり彈正少將に任す  
 侯年十八より四十八歳にいたるまで僅に二十餘年間にし  
 て此榮を致せりといふ  
 畫人英一蝶が畫き出せる朝妻船といふ繪の事を吉保侯  
 に附會して世或のゆらぬ事をも言傳ふれどももとよ  
 りの虚誕なり一蝶此繪を畫き始めし故に一蝶若かりし  
 とき其友都よりの土産として通勝卿船中妓女といふ題お

實事譚二十九編 終

て「このねぬる朝妻舟のゆさからぬ契をたれにまたかは  
 すらんと詠まれたる短冊を贈り一蝶大によろこび  
 て秘藏しけるが或年近江の彦根に至り諸名所を巡覽し  
 けるうち同國坂田郡朝妻の古跡に目とゞまり右の詠歌  
 を思出して懐舊の餘遂に朝妻舟のかたを畫き且つ朝妻  
 舟の小唄を作りしといふ人の見知りたる舟中おくつ  
 女の烏帽子氷干着たる圖の一蝶晩年に至りて畫きしよ  
 て(一蝶享保九年死す)始められたる小舟の中に烏帽子鼓  
 取散らしたるさまを畫きしとどされば此繪の事い毫も  
 吉保侯の事に関あらず誰人があゝる由なき妄説をバ  
 唱へそめしよや

明治十五年三月二十日御届  
同 年四月四日發行

(十五錢)

編輯人

新潟縣平民

村

操

神田區佐久間町  
二丁目十一番地

出版人

東京府平民

月

誠

京橋區南鍋町一  
丁目七番地

發兌元

東京南鍋町一丁目七番地

宛

誠

大賣捌所

大坂唐物町三丁目五番地

同

店

同

東京三島町

山

市中兵衛

# 寶事潭

三十一編

- 官本無三四の實説
- 黒船忠右衛門の實説
- 團七茂兵衛岩井風呂の實説
- 菅原傳授手習鑑の實説
- 加賀見山の實説
- 千代萩の實説
- 義經千本櫻の内いがみの權太の實説
- おやろ藤兵衛の實説
- 有職鎌倉山(田沼佐野)の實説

附佐々木巖流、塚原卜傳の事

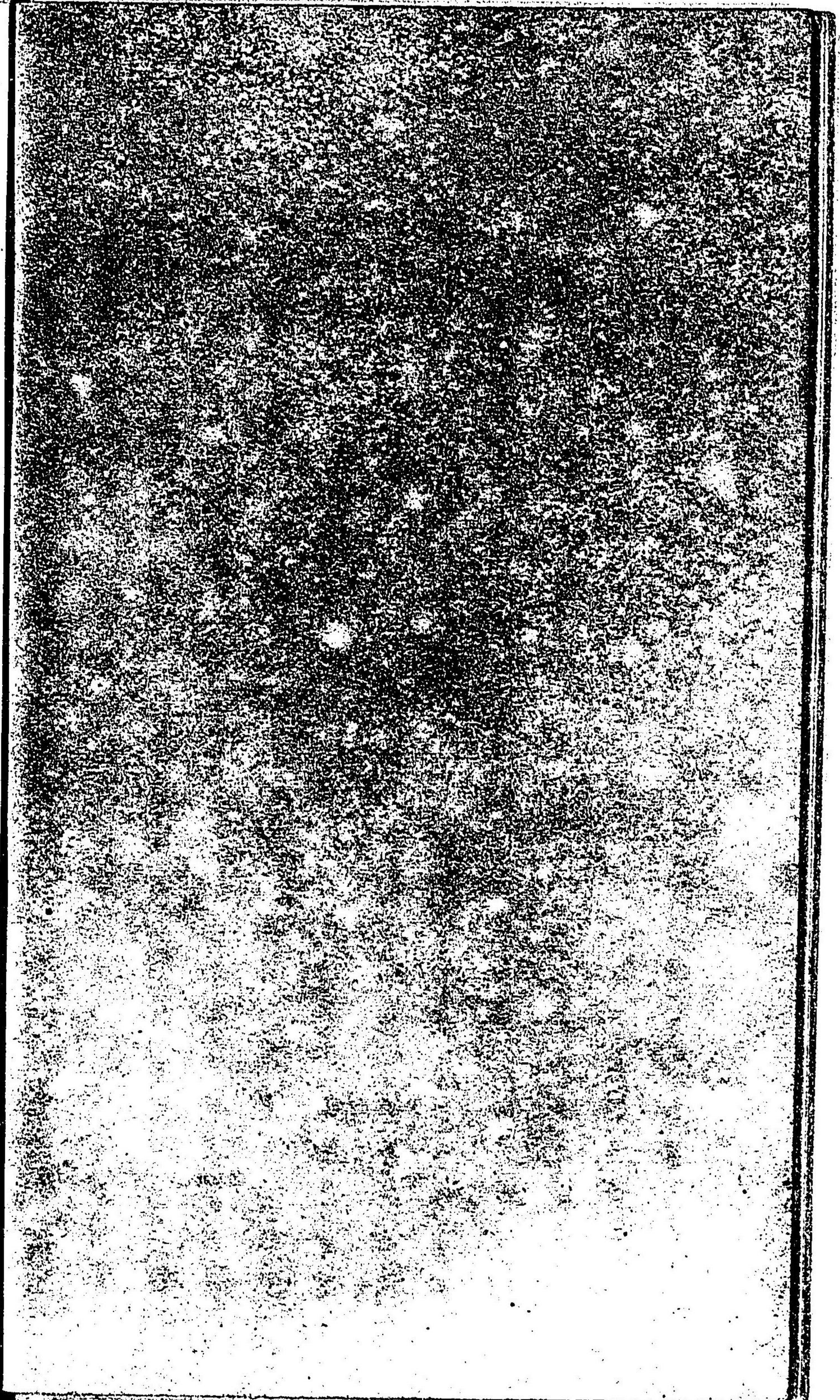
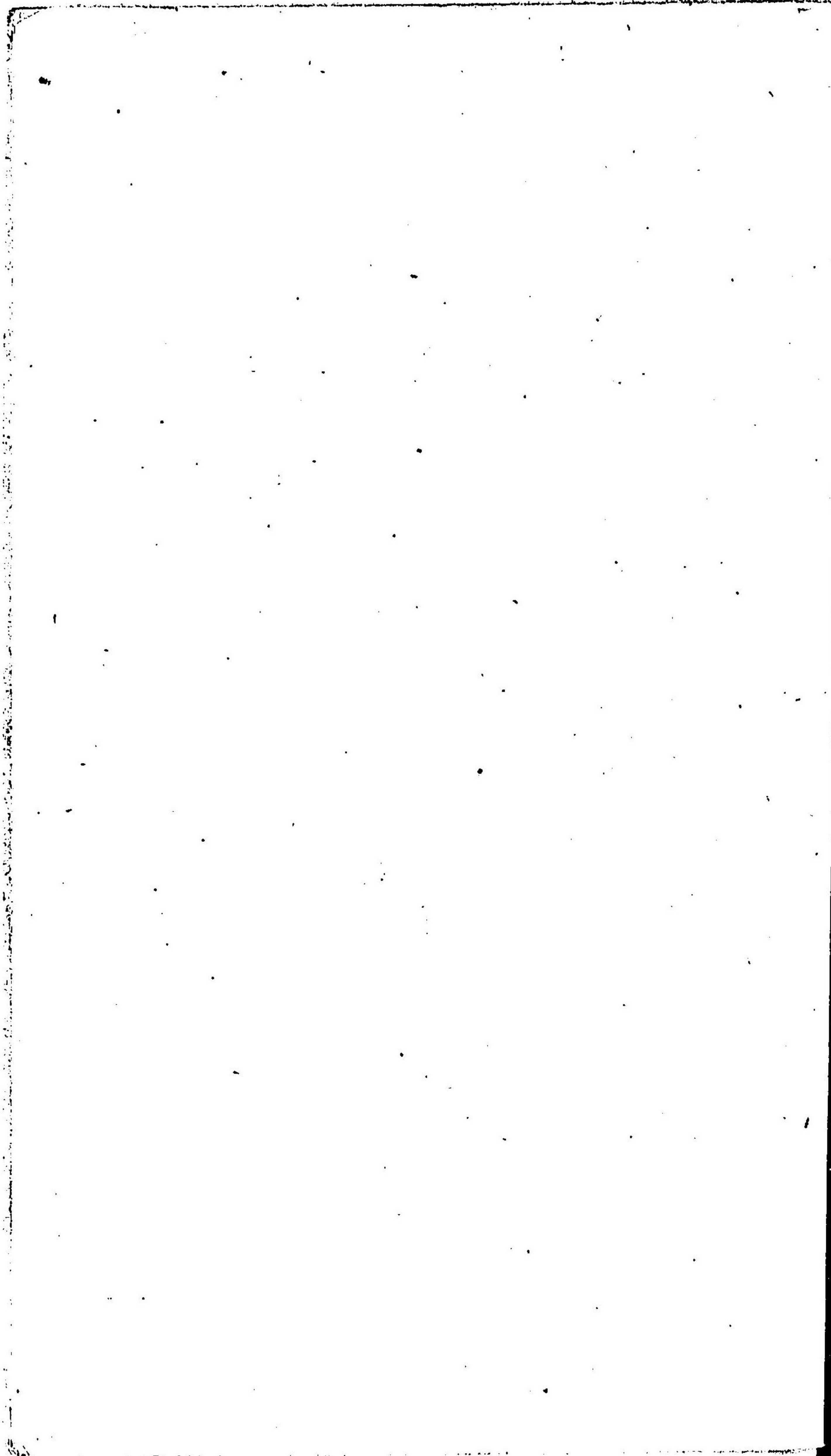
附獄門庄兵衛の事

(二十九編の續)

(同終)

(二十一編の續)







實事譚三十編

○宮本無三四の實説 附佐々木巖流塚原卜傳の事

劍術の達人にて名高き宮本無三四の事は演戯にも一又  
軍談師などが常に物々しく説出るところあるれども大抵  
妄の説のまにして信ずるに足るものな一殊に俗説にて  
多くは無三四を以て寛永年間の人とあし又或る書あは  
は無三四かねて深く契りし遊女よ吉原の桂木といはる  
りて寛永のころ西國の軍に無三四の知音何某も其軍に  
はり彼地に發向してければ無三四其陣見舞にゆかんと  
て右の桂木がもとへ別を告げにいたりしに桂木まめやか  
一にこれを見立即ち所持の扇をおくりて錢とあしたり  
とき無三四が俳諧の發句に「武士のおどあたらしき扇かゝる」

二 これを指物として吉原より發足せしなどゝあるは虚誕も亦たはなほだしきものにて實に抱腹にたへずといふべしいでや左にその實説を掲げらん宮本無三四名は正傳(一)に政名どもあり(幼名を七之助といふ無三四はその通稱あり天正の初年播磨國にて生れしが故ありて武藏國にて人となりしかば始め武藏と書けりまかるに徳川家康公天正十八年武藏江戸へ入城以來武藏の字を揮りて無三四とは書更たりといふ(因にいふ徳川氏江戸に幕府を置てよりは武藏の字を人の號につくるとを忌よりさればにや徳川氏數世のうちたゞ一人池田利隆朝臣を武藏守にせしのみよて餘は望む者あれどもすべてゆるさず利隆朝臣にのみ

ゆるせしは家康公の女婿たるによりてありと云(無三四本姓は源にて赤松氏の庶流宮本無二齋の子なり無三四幼より劍法を練磨し自から日下開山と稱せしが後人仰て神明流の開祖とあせり無三四戰國の時に生るといへとも頗る風流韻事を好み常に和歌俳諧等を嗜み又書をよくしけり畫號を二天とよび今もその遺墨を藏する者少からず抑も無三四が父無二齋は昔時天真流の劍術をもて名高かりし塚原卜傳が高弟ありしが其同門に佐々木嚴流といふ者ありて此者のさめに無二齋は殺されぬ彼の演戲「巖流島」一名「二島英勇記」に笠原隨翁軒といふもの無三四に劍術の奥儀を授くる趣を作れる笠原隨翁軒とは即ち塚原卜傳の事をいへるなり卜傳が事はやゝ古

四

にこれば無三四が劍術の始はこれより出たるとを知る者今ハ抄とといへども此狂言を作れるころまでは此事を言傳へざる人もかりしゆゑ演戯作者がこれを取りて右の笠原随勢の一條を作れるあるべし因に卜傳の事を記さむに卜傳ハ常陸國塚原の人あり父を新左衛門といへり新左衛門劍術を飯篠長意(一)に長威齋に作るに學び夫真正傳の奥儀を得たり其長子何某家を継ぎたりといへども(一)に父は土佐と稱し新左衛門は其長子の名なりといへり按ずるに父後ち名を土佐と更め其長子何某父の前名を襲ひて新左衛門と稱せしならんか(世を早くせ)かバ卜傳その弟たるを以て況の傳脈を受繼ぎ諸國に修行して大に其名を顯せりその頃上野に土泉伊勢守

五

といへる新蔭流の妙手あり卜傳の名を聞きて上野に赴き土泉に就て奥儀を極めしといへり(一)に卜傳も始め飯篠長意に従學せしといふ(其後卜傳伊勢の國司に仕へ光源院の師たり其他大名諸士のこれが教を受る者極めて多し當時卜傳が勢さかんにして常に往來するに鷹をすゑさせ乗替の馬を引かせ從者すべて七八十人を引連れあるきじとぞ卜傳自から一派を立て無手勝流と稱せしよしにて是は諸國修行せしをりの事あるが或る時西國より關東へ下向の道の程にて江州矢走の渡りを越せしに同船の者五六十人あり其中に三十七八歳ばかりの男たけ高く髭黒く言語わらくしきが同船の者に向ひて己れの劍術に精熟せしを誇り世の劍客を言罵り人も

六

なげに振舞ひけるを始めのト傳の聴かぬぶりして居よ  
 れども右の男のますく大座にて廣言を吐きけるゆゑ  
 餘りのととてト傳の腹にすゑかね右の男に向て扱も種  
 々の物語を聞くものかある某弱年のこそより劍術に心を  
 尽したれども今更人に勝んとを思はずたゞ負けぬ工夫  
 の外他事ありといひければ右の男聞きて和殿はいかに  
 も優しき劍術なり何流ぞといふト傳答へていやとよ我  
 の人に負けぬ無手勝流なりといへば右の男いふ無手勝  
 らんにに腰に帶されたる兩刀は何の爲めぞといふト  
 傳以心傳心の二刀の我慢の鋒先をさり惡念の萌を斷つ  
 るりといふに男又いふさらば和殿と仕合をあるさんに手  
 むくして勝たまはんやと詰るト傳我が心の劍は活人劍

七

あれども對する人亂暴なれば忽ち殺人劍とあるなりと  
 いふを男聞きあへず面色をかへ船子に向て此船をい  
 りぎ陸につけよ平地にて勝負を決せんとて怒りければ  
 ト傳のひそかに同船の人々に心を得させ船子に相圖し  
 てさていひけるは陸に上らば見物の人多くして妨あら  
 んあの幸崎の島よころいで人に負けぬ無手勝流のほど  
 を見せまゐらせん乗合の人々にも急ぎの旅あるべけれ  
 ぬあれまで押させて一覽あれかしとて船をいそがせや  
 がて其島に着かせければ彼男の忽ち三尺有餘の大刀を  
 すらりと抜きはあち岸に飛びあがりいで和殿の眞額二  
 つになさんいそぎ上りたまへト傳とまねきていひけ  
 ればト傳まばし待たまへ無手勝流は心をまづむるを以

て第一とするありとて裳をたかくしり水手に向てその水棹を我に得させよとて舷に立あがり水棹を以て向ふの岸へ飛上るかと思ひの外さはあくて船を一突つきて遙の沖へつき出したり彼の男これを見てなとて陸へいあがりたまはぬにやといへばト傳いかで上りやすべき口惜くば水を泳ぎて来りたまへ一則授けて引導仕らん無手勝流は是れなりと高聲に笑ひければ彼男無念にさへずしてきさるゝ返せ戻せと呼はれどもト傳の更に願はず湖水はるかに隔りて扇をひらき招きつゝ我が劍術の極秘まは定めて殊勝に思ひたまふあらん執心ならばあさぬて傳へやさんさらばといひ捨て山田村に着にけるぞト傳晩年にいたり一の太刀の極意の其弟

子の中に勝れたる者に授くべしと人々思ひけるところ彼の弟子或時道のほどりにつあきたる馬の後と通りけるに其馬はねたり一に弟子ひらりと飛のきて身の中にらず見し人さすがに塚原が弟子の中にも勝れたるよといひしに違はずとほめてト傳に語りけるにト傳大にかどろきてさて一の太刀さづくべき器にあらずといひけり諸人此事を不審して試みよとて類あき荒馬を道のかたへにつるぎト傳を招きてかたはらにかくれて見居たりしにト傳馬の後を除て通りしゆゑ馬はねんどもせず人々はかりしまたがひければ後にかくと語りさて彼の弟子の早わざをほめよまはぬいかにといひければト傳聞きてさればとよ馬のはぬるに飛のきたるの業の

利きたるに似たれども馬のはぬるものといふと忘れ  
 てうかど通りにはおあたりなり飛のきたるは仕合とい  
 ふ者なり剣術も時により下手にては仕合にて勝ことあ  
 るべしろれは勝たりとも上手とはいふべからず先  
 をわすれず横をぬかぬをよじとするあり一の太刀の位  
 に及ばざるも遙なれば譽ざりきと答へしとど  
 ○以下三十一編に掲ぐ

○黒船忠右衛門の實説

附獄門庄兵衛の事  
 「黒船出入港」といふ歌舞妓狂言に作れる黒船忠右衛門とは  
 實は根津四郎右衛門の事なり四郎右衛門は昔時大坂にて

聞えむ助奴あり根津とは緋號にて本名住吉屋四郎右衛門  
 といひ大坂北の神明鳥居の南伏見屋裏に住居せり其性義  
 俠を好み力強けれども又温和あるところありて富める人  
 にも諂はず貧しき者として侮るどいふとなく渡世は出しも  
 の仲仕なりけれども幼年より掛引事をこのみていかにある  
 むつかじき出入なりとも筋だに立てば身に引受けて判断  
 し互に争闘にいざらざらしめしかば市中の人々また二な  
 き者どよのまけるが別して堂島にては其名高かりとい  
 ふ其事蹟一二を舉ぐれば或る歳の元旦に年賀として半時  
 庵淡々といふ者より門八兩人を使者として京羽二重敷匹  
 樽者若干を贈りければ四郎右衛門大に喜びて初春早々か  
 いる贈物を受るはめでたき限り多りて禮を述べて使の

者をかへせしがいかで此返報をなさむと思ふうち其後上  
 中島の觀世音の開帳あり此開帳の世話人の右の半時庵  
 なる由を聞きければ是を返禮をあるとて若者に命じ  
 て大八車一輛を挽出させ此上に見事なる積物をかさり又  
 挽夫に華美なる揃の衣裳を着せ鐘太鼓など打鳴し勇進  
 みて上中島へ挽往きければ是を見る人々の何事ならん  
 訝りしが是の觀世音の開帳の引物なりと聞き扱の餘程の  
 盛んある事あらんとて是れより參詣の者引きも切らざり  
 しかば開帳もこれがため大に賑ひたりとある扱四郎右衛  
 門が獄門庄兵衛と出入の事其ころ庄兵衛の上町にて聞  
 えし町奴にて茶釜租といへるの巨魁ありしが或るとき聊  
 の事より四郎右衛門と不和を生じ互に引かじとするとこ

ろより遂に出入とあり新町橋まで出合の約束をなせり其  
 日にいたり兩人立合のうへ庄兵衛は紙入腰提等を取り出し  
 て小者にわらし又下駄をぬぎて取片附けしか六四郎右衛  
 門これを見えわざあらひ汝が如き引込思案にて未練ある  
 ものぞの逆も勝負に及びがたし凡る出入の互に命を的と  
 するものあるに於て持物等の始末に及ぶべきやとて立  
 去りければ庄兵衛も相手なく歸るべしとて其日のその  
 まゝにて立別れしき或る人が聞込事いたらざりしに  
 兩人の幸ひなりとて其中へ立入り遂に和解せしといふ四  
 郎右衛門寶曆四年五月十一日身まかりしが享年六十八  
 たり即ち梅田に葬むりしに野邊送り日の別して角瓶者仲間  
 の者の一人も残らず見送りけるといふまかるに此者の事

を彼の「黒船出入漢」の狂言に作り四郎右衛門の名を黒船忠右衛門と呼換へて外に架空の人物あども加へ興行せしに殊の外大當をせしより今日にいりてい人も黒船忠右衛門といへば知らざるものなくて却て根津四郎右衛門といふ實名をば知るもの少きにいたれり此者のために不幸とやいふべき

奴の小万の事を狂言にて四郎右衛門に打混トて仕組めれども小万はや、同時代あるまでにて更に四郎右衛門の事にはあつからず是は作者の附會あり(小万の事は既に六編にいへり)又忠右衛門の事を近年江戸の事にとりなして演戯にものいたるを見たれども右に記する如く大坂の者なれば思誤るべからず

○ 團七 茂兵衛 岩井 風呂の實説

「岩井風呂」と稱する狂言に髪結團七の茂兵衛が藝者おどみを殺す事を作れり近き頃は兩人の事を江戸の者にとりあして演すれども實に兩人とも大坂のものなり明和五年大坂太左衛門橋北詰の髪結床に毛剃のすけとあらむたる茂兵衛といふものあり此者不圖せしとより岩井風呂といへる湯屋のかゝへある垢すり女(隠賣女の如きもの)おどみといふに契りけるがおどみの抱主の茂兵衛が年若くてかゝまげく通ひるば遂よの身を誤るよいたるべしと思ひければ或る日茂兵衛の來りしをり一間に招き入れてあつて異見を加へけれども茂兵衛の中へ聞入れず猶ほ足繁



く通ひけりされども素より髪結の毛剃らるの身の上な  
 れバ金銭の廻るべきやうあく果ては諸所に借債出来て債  
 ふあたはず或るとき廻し男の久七に借受けし些少の金の  
 とより痛く辱められ遂にあれがさめさんぐに打擲せら  
 れぬこゝに又おとみの抱主の一次茂兵衛に異見をも  
 じされきも聽入れざりければ此上ねれどもを諭すべしと  
 て朝夕たどみを見ることに彼の茂兵衛の如き者に長く馴  
 染めあはれ其身の破滅もあるべく又茂兵衛のためにもあし  
 かるべしとて縁切をすめしにれどもこれに従ひてや  
 がて茂兵衛の許へ切文を送りけり茂兵衛の負債等のため  
 に太左衛門橋の床に居りがらく宿無しとなりていさゝ  
 かの知己のもとなきを便りあるき居りしどころ此文を繕

ければ大に怒りて悪き女の心根あいて腹癪をしてくれ  
 んどて或る夜岩井風呂へまどり込を脇差をもておとみを  
 はじめ久七又外の廻し男一人をも切殺しけるが其身も忽  
 ち召捕れて死罪に處せられたり其墓の高津邊の寺にあり  
 といふ

此事を其翌日直に狂言に作り「宿無團七時雨傘」と名題を  
 つけ同地若太夫の芝居にて興行せしが是れが此狂言の  
 始めあり此時中山卯八といふ敵役茂兵衛に面体恰好の  
 よく似たりければ即ち茂兵衛の役をつとめさせて大當  
 りありしよし又茂兵衛に異見する狂言作者は並木正三  
 にて狂言の相談に来る俳夫は澤村國太郎嵐三五郎あり  
 尤もろのときの狂言は「比翼鳥部山」の古狂言或は阿彌陀

池の開帳を堺の魚市場に直しあとして所謂はめ物ありしが後江戸にて興行するとき深川の事に作りかへ茂兵衛といふ本名を用ゐ且鶴屋南北といふ名をも加へしあり

○菅原傳授手習鑑の實説 (二十九編の續)

菅原道真公の事につきては世俗謬傳を信する者多く殊に此淨瑠璃には附會の説を許多作設けたれば今其實傳を記して兒女の惑を解くべし抑も道真公は參議菅原是善卿の第三の子に下り母は伴氏承和十二年乙丑の歳に生させらる小名を阿呼といひ成長の後道真と名乗り字を三とみへらる幼にして穎悟なりしが齋衡二年十一歳のとき父

是善卿進士島田忠臣をして詩を試みられしに此とき始めて五言絶句を作らせられたり其題は月夜見梅花といふなり其詩にいはいく

月耀如晴雪。梅花似照星。可憐金鏡轉。庭上玉房馨。

是善卿これを見て後年に望まわりとていたく喜ばれしとなん(此詩を是善卿月夜に梅花を見られしを公に作らせられしといふは誤りにてやはり題を設けて作らせられしなりされど是れ予公の梅花を詩にて賞せられし始めなり又公の松梅を愛させられしは世人のよく知る所あるが菊花を愛せられし事文章中に多く見えたりされば菊も公の愛物の一に入るべし)貞觀四年公十八歳にして文章生に擧げられ得業生とあり下野權掾を授けらる公つねに都の良

十二

香に交りて遊ばれ一が一日たまくるの許へひたせられじに人々つひ集りて弓射る事を習らひ居たり其香公にも弓を進めて一矢試またまひてんやと聞えしに公すこしも辭まるゝ色あく番の相手と立並て弓を射られしが矢はあつてどに中らずといふとあくまめも其進退皆あ禮にかあひてめでたかりしかば主人をばじめ一座の人々これを見て思ひもうけし外なる事よとて驚わへりしと不同九年對策及第して玄蕃助とあり同十二年正六位上に叙せらる是より先き從六位下に叙せらる同十三年少内記に任ず翌十三年三月渤海國の使者入朝す公を以て存問使に定めまふにたまゝ母伴氏うせられしかば其職を辭して籠居せらる是れ同月十四日の事あり伴氏は菅公元照のとき

十二

久方の月の桂も折るばかり家の風をも吹かせてしがなと賦して祝せられしと世に名たかし同十六年從五位下に叙せられ兵部少輔に任せられ何くもあく民部少輔に遷らる(一)に公の兵部少輔に任せられは母氏の卒せられし歳即ち同十三年五月のとなて喪中なれども奪情起復して命せられしなりといへり元慶元年公又式部少輔に轉り文章博士を兼ねさせらる是年の春大納言南淵年名卿尚齒會を催さる公の父是善卿もろの一人たりあの時公詩を作りて贈らせらるその詩の中に遊宴追尋白樂天などいふ句あり同二年文徳天皇實錄の編輯成る公右大臣藤原基經公に代りてその序文をかゝせらるあゝの歳進て從五位上に叙せらる同五年父是善卿薨せられしかば引こもらせられしが明年

本官を以て起し加賀權守を兼ねらる文章の詩註に予泰二  
 官重兼州任恩澤無極士林榮之とある、即ち是時の事あり  
 同七年渤海國の使裴頰來聘せり特に公を以て權りに治部  
 少輔の事を行はせらる是は公を以て彼の聘使に接伴せし  
 めたまはんが爲めと予聞えし公因て島田忠臣等どもに  
 使人に接伴せられしが公しは、鴻臚館(使人接伴の所)に  
 行向ひ裴頰に對し唱和の詩等あまたありろの中に醉中衣  
 を脱して裴大使に贈るといふ作あり裴頰もまた文事に達  
 して公と親みことに厚かりしと見ゆ又裴頰しは、公の  
 詩自樂天の風ありとて歎賞せしといへり(淨瑠璃の發端に  
 渤海の使人來聘の事を作れるは暗に此時の事を思ひより  
 て仕組めるあるべし)仁和二年公四十二歳にあらせらる是

歳正月讃岐守に遷り本州に赴かせらる(さきに加賀守に任  
 せられしときは所謂遙授)て其身は都又在られしが此時  
 始めて遠國に赴かせられしあり(かくて讃岐國に下られし  
 かば南條郡瀧宮ある官府に在りて住ませられぬ同三年京  
 都に入らせられ同四年の春再び讃岐に下らるゝとき正五  
 位下にすゝめさせたまふ寛平二年任はて、歸京あり三年  
 藏人頭に補せらる其後上表して藏人頭を解んとを請はれ  
 されども聽したまはず程なく式部少輔に還任し左中弁を  
 兼ね又上表して藏人頭を解んとを請はれけれども遂に聽  
 されざりき(一に讃岐より歸京の後先づ式部少輔に還任し  
 左中弁をかね後藏人頭に補せらるといへり)同四年從四位  
 下に叙し左京太夫を兼ねられ同五年參議に任し式部大輔

左大辨勸解由長官を兼任ありすてにして春宮亮を兼ね明  
 年遣唐使つかはさるべしとて朝議あり即はら公を以て大  
 使とさだめ紀長谷雄を副使にせらる長谷雄時に右少辨兼  
 式部少輔文章博士たりされどこのとき唐室衰乱のとき  
 れば遣唐使いかいあるべきとかさねて公卿僉議ありしか  
 ば公も奏状を上らるべきに僧中理唐にありてその寇乱を  
 告越せりといふ公の奏状の文章に見えたり明れば七年遣  
 唐使を止めらるべきや否のよし議ありこの年の唐の昭宗  
 の乾亨二年にあたり此頃唐室の威令其國に行はれず藩  
 鎮争ふて州郡を割據し殊に叛人れの香噠せんとし國  
 内怡も麻を乱せるが如しとて遣唐使ありともいしか  
 其京にいたるを得んやさればいよ止らるべきに定

りぬ是より遣唐使の事長も終るより同六年公五十歳  
 にならせられしか門生たち吉祥院に會して宴を開き公  
 と賀せられぬ此とき人々詩文を作り酒杯をめぐらすと  
 ろ一人の翁ありて砂金幾包と賀章一篇とをひろかに几案  
 の上にさしおきて後も見かへらずて立去りけり人々こ  
 れをとり披見るに其文にいはいはく

傳聞菅家門客共賀知命之年弟子雖削跡人間無名世上  
 而數記淳教之風多改恣味之過古人有言無德不報無言  
 不酬深感彼義欲罷不能金以表中誠之不輕沙以祈上壽  
 之無涯莫疑其人可求其志遠居北闕之以北遙增南向之  
 和南。

とわりたりと不同七年近江守を兼ね中納言にすゝみ從三

位に叙せられ春宮權大夫を兼ね同八年敕を奉して左右藏の四徒を録せられしが平反するところ多かりし程あく民部卿を兼ねらる餘官の故の如くありき

(以下三十一編にかゝる)

○加賀見山の實説

(二十九編の續)

草履打の事は演戲作者が作出せる虚誕なるとは既に前(三編)にいへるが如しされども聊かおれに似よりたる事はありとなりこれを敷衍して草履を以て打しとは作れらるあらんろは瀧野(おもち)が自害よりは一二ヶ月ばかり前の事なりしが或る夕暮周防守の夫人徒然の折にやありけん侍女を呼びて瀧野を召して琴しらべさせよとい

はれければ侍女承りて呼次ぎけり是時瀧野は部屋に在りてかゝり湯して居りけるがあれを聞きいそぎ衣服を着かへ出んどせしに上草履見えず下女かたつ此處彼處尋ぬるうち又侍女來りて早く上りたまへとて促しければ瀧野はいろぐまゝに誰が穿捨おきしかは知らざれども傍にありける上草履を足に引掛け心ならずも廊下を通りて夫人の前へ出ぬれより琴を彈トをはり暇出ければやゝ日の暮はてし頃廊下く出にけりまかるに廊下の口にて此草履は誰が穿きしかや無禮ある女もあるものかあると罵る聲聞ゆ瀧野誰なりやと視れば局澤野あり瀧野は大にれどろきて先程いふぎしまゝ妾が穿來りしなるがもし局の草履と知らばいかで穿くべきゆるさせ

たまたへと願て草履をとり直して澤野の前に置きければ  
 も澤野の猶ほも怒りて其方も武士の娘なれば禮義作法  
 は知りつらん其方の一たび足にかけしものを妾にはけ  
 まどはあめ過ぎたりとて草履をとりて瀧野の前に突遣  
 りて是の其方に進らするといひてそのまゝ立去りけ  
 れば瀧野の無念あがらもせむ方なれば打まはれて部  
 屋へ歸りしとぞされども瀧野の自害のこれを憤りて死  
 せしにはあらず前にも記せる如く此後ふたゝび澤野に  
 言罵られも事ありてその翌朝自害せしありといふ  
 瀧野の自害せしは澤野に辱められ一夜のとにあらず其  
 夜の涙をたへて部屋にかへりおたつを眠につかせ  
 其間に遺書をいたゝめ翌朝(即ち享保九年四月三日)の五

ッ時ころ右をれたつに持させ實家へ出し遣り其後にて  
 四ッ時ころに自害せしあり演戲などにその夜の事に作  
 れるは誤りあり

(をばり)

○千代萩の實説 (三十一編の續)

九十二  
 寛文六年十一月二十七日食と侯(龜千代君)に瀧めんとて膳  
 番の何某先づ毒味をなしけるに一口食ふや否や忽ち血を  
 吐き苦み出しければ人々大にねどろき是の容易あらぬと  
 ありとて立騒ぎて介抱あしけるに見る間に膳番の顔色變  
 して紫色とあり虚空をつかみて死したりける因て是は膳  
 部のうちに毒を仕込もしものあるに相違なしとて猶ほも

試みんぞて下郡に與へて食せしめしに忽ち中りて仆れ狗  
 に食はせしに二匹まで目下にて苦しむ死せりさていふよ  
 く毒あるに極まれりぞてその膳部はるのまゝ打捨させ  
 しとぞまかるにその夜何者の仕業にや侍醫河野道圓の家  
 に忍び入りて道圓を切殺し立去りしが又膳部役の者も人  
 のために暗殺せられたり此道圓は千石取りしものよし  
 因て家中にては種々の風評もありしが遂にその毒を仕込  
 みしもの又醫者膳部等を殺せしは何人の仕業なるやを知  
 る者更にあかりしといふことゝにかねて伊達安藝宗重はか  
 らる變事あらんも知れがたしとて其妹淺岡を侯の守役と  
 ろして常に侯の側に在らしめしが淺岡は此事よりして別  
 て深く心を盡して侯を衛りければ毒害等の事は此後絶え

てなかりしが又宗重より附られたる近侍の士に松前重光  
 といふ者ありて日夜心をくばりて不虞を警めし又或る夜  
 怪しげある一人の男奥殿を目かけて忍び入るあり重光是  
 は曲者のがさとして直に捕へしに是もひろかに侯を刺さ  
 んぞて忍入りし者なりしとぞ因て家中の人々は心更に安  
 からず早く封内の無事に至らんとを祈らざる者はなかり  
 といふ

彼の演戲に作れる政岡とは右の淺岡の事にして又松ヶ  
 枝鉄之助といふ松前重光大場道益とは河野道圓の事をほ  
 のめかして仕組ましなり (以下次編に載す)

○義經千本櫻の内いがみの權太の實説



此淨瑠璃の中に作れる彌助おさとの事は既に前(第廿四編)にいへしが此のおさとの兄ありと作れる權太といふ者は全く作者の意匠より出たる例の架空の人物あらんと思ひしに頃日坊間を過りて一書肆にて一古寫本を看たり其書の題して南窓漫記といひ奥に寛保三年三月記畢ぬとあり著者の名は署せざれども多くは京坂人ならんと思はる其書のうちに左の一條あり曰く河内在生の權太郎といふ者は小供の時より心ざまわしく親もこれを心配して十四五のとき大坂へ連れ來り奉公させしに直に逃出して内へ歸る又外へ遣ればいつもかくするゆゑ親も持扱て勘當しり權太郎のこれを良い事として大坂へ來り二十ぐらゐの時より博奕打の仲間入して置方を廻りしが或時強く負て

仕方なきところより勘當されざる親の許へゆき親父の留守を幸ひとして母をだましうら涙流して錢一貫文を貰ひ立出るところへ親父が歸りて錢を取かへ一突出せしに權太郎の腹立ち親父も打て掛り手向せしゆゑ親父の不孝の廉を代官所へ出づすがの權太郎もこれに驚きしかして大坂へ逃歸りやはり悪者仲間とあふれあるく所を此事早くも町奉行所へ聞へて御召捕となりたり此頃市中の者權太と聞けば恐れぬ者なし是は二三年前の事なり云々とあり此書を著せし寛保三年の此の「千本樓」を作りし延享四年よりは四年前のとありされば右の二三年前の事なりとあるに據れば權太郎の召捕とありしは淨瑠璃を作りし時より六七年前のとはして世に名高かりしゆゑ淨瑠璃

作者が早くも此淨瑠璃に嵌めおさとの兄とは作りあらし  
 んかへれば權太郎は實は彌助おさとに縁あきは論勿く遙  
 かに後の者なるを源平時代の者ありと見女子の思ひ居る  
 も最可笑しきとにふる尙は權太の事につきては一説あれ  
 ども偏するに足らざれば今は右の説をしてやとぬ  
 ○ ○  
 「ちやう書戀文章」といふ歌舞妓狂言に作れるおやう藤兵衛  
 の事のさまで古き物語にあらず今を距ると七十六年前文  
 化四年の夏に在りし事なり藤兵衛のおやうを殺害せし實  
 説を記せば大坂高津鳥居前通り眞言坂に金子屋といへる  
 あり同所に又別に金子屋といふありて家號同じかりしよ

主人は早く身まかりて其跡の後家が引うけ家事を治め  
 しがろの娘におやうといふあり生つき温和にて殊に容貌  
 美しく愛敬こぼるゝばかりの美女あり其家の流儀を作兵  
 衛といひ手代を藤兵衛といひけるがいつれも年僅にいま  
 ぶ若くして二十四五歳より二十七八歳ぐらあり其外丁  
 兒下女など召使ひ可なりの身代ありけるが藤兵衛の性質  
 篤實にて至りて主思ひなれば日々東在へ商ひに通ひまめ  
 くしく立働きたる後家も二あるものと思ひ未々の娘  
 おやうにめおはせて家をも相續させんと思ひ折にふれて  
 のろれといはれに藤兵衛にも語り置けり此の藤兵衛の生  
 國の中國邊にて或る浪人の悴あるが父の死せし後身を托  
 するにどころあくして幼年のふるより此金子屋へ奉公に

六十三

住込み追々渡世向にも慣れしなりとかまかるに藤兵衛に引かへ番頭の作兵衛のもと河内在の生れあるが性質よろしからず嫉みの心ふかへりしゆゑ藤兵衛の後家に用ゐらるゝをにくゝ始終藤兵衛と其中睦まじからず殊に此家の主にあらんと巧心ありければ後家を手に入るゝか又いふやろをろゝのかさんかどまで思ひ居るところありしかばひろかに後家に向ひて藤兵衛の事をあゝさまに言なし釋々の虚誕を以て欺きしかば後家も始めのさまで信じもせざりしが度々言告げらるゝに及て遂には藤兵衛にまこと然る事もあるやらんと疑ふ心も生じけりまかるところ此家に於て俄に金子入用の事出来て後家もろの才覚に心を痛めけるが折ふし町内なる何某が來りて或る豪商の二

七十三

男何某がやろを垣間見て是非に養子にありたしとて我への頼もするが承引せられてはいかゝ持參金は幾百兩ありとてすゝめけるに後家も金子入用の時あり又聳にと思ひし藤兵衛には疑ひの心起りしをりなればさらば御世話をたのみありとて此旨娘にも言聞かせ遂に右の何某を入婿とする事を取極めけりかくて結納の式も済み聳入の日も近づきければ近鄰の人々の彼の家の養子は藤兵衛どころ思ひたるに近々外より婿の來るとは奇怪あれ藤兵衛にはなにか落度のありて破談とありたるあらん表には忠實に見ゆれども測り知れぬは人心ありと専ら風評しければ藤兵衛も快からず思ひて或る日後家に向ひてかねて告げられしに似ず外より聳を迎へらるゝは残念のゆた

りありと怨トけるに其時作兵衛が側かたがはに聞居りて手代てだいの身  
 として主しゆうの縁談えんだんを妨さまたぐるの不屈ふくあり汝なんが如ごときもの此家このやに  
 在らば遂つひには凶事きんじを引起ひきおこさん早く逐出おしだすに如ごとかじとて後  
 家に説ときすゝめて終つひに藤兵衛とうべいに暇いとまをあたへて逐出おしだせり藤  
 兵衛べいのろれより金子屋かねこやを出いしがもとより遠國えんこく生れうま  
 ればさして往ゆくべき方かたもあく一兩日いちりやうにちの聊いさかの知邊しべの許まへた  
 より過としゝが無念むねんにたへず或ある夜よ一本いっほんの脇差わきざしを買かひてこ  
 れを帯おひ金子屋かねこやへ忍入しのひいり約束やくそく違か變へんの恨うらみ覺おぼへたるやどい  
 ふより早く振ふきはあして後家ごけを一刀いっとうに斫殺せつせつせりれやうの  
 これを見て逃にげんとするを是これをもたゝみかけて切倒きりたす作  
 兵衛べいの店みせに居ゐたりしが此物このもの音を聞きき何事なにじやらんと興おこ走は  
 來きたるところをれのれこゝ恨うらみのもとなれとて切きつけれ

ば作兵衛さくべいの切きられながらも逃にげ出して三みつ井い戸とまで落延おちのび  
 たり此この騒さわぎにれどろきて下女げなが狼狽ろうた廻まるを見て藤兵衛とうべいの  
 心こころせく折おかられば見違みちがへもやむけん是これをも一刀いっとうに切き  
 殺ころせしがたゞ丁稚ちやぢのみ其日そのひ敷入しきいにどて親おやの家いへへ歸かへり居ゐ  
 りければ幸さいはひに難かたをまぬかれしといふ藤兵衛とうべいの思おもふまゝ  
 に三人さんにんを殺傷ころしやうしければ今いまこれまでありとて脇差わきざしを取直と  
 して我が腹はらへ突立つきたて一文字いっもんじに掻切かきりて終つひに死いせり因よて翌日あした  
 檢使けんし立越たてこて吟味ぎんみのうへ死い骸がいの夫おとこ々々取片と附つさせしと予この事こと  
 をもとゞして彼かの「ちらし書戀文章がきこひのぶんしやう」をば作りしあるが此中このちゆう  
 「アリヤ寺町てらまちの八ッやの鐘かね云々いの伎詞ぎし今いまに至いたて人口じんかふに膾炙くわいしやす  
 るどころなり

○有職鎌倉山(田沼佐野)の實説

「有職鎌倉山」といふ歌舞妓狂言に佐野源左衛門經世が三浦前司泰村の子荒次郎義勝を殿中に於て刺す事を作れるの時世をはいかりて北條時代の人名を借用したれども實の暗に天明年中佐野善左衛門政言が田沼山城守意知朝臣を江戸城中にて刃傷に及びし事をほめかして作れるならんと或人云りされども此狂言に作れる趣のすべて虚誕のみにして決して信ずるに足らず抑も此一件の演戯にてもかく虚誕を作り又俗説にての善左衛門が家の系圖を田沼家にて借受け返さしりしゆゑ善左衛門これを憤りて刃傷に及びしなりといふを近來の無學の徒のあれを信するのとあらずや、文字に通ずる者もこれを信用してもの、本

にもあれを登記する者少からず何時のころより何者がかゝる由あるき偽説を唱へるめてかくは世人を誤るにや文字あるものすら既にかくの如く況して演戯作者の徒をや今善左衛門が侯を刃傷せし事の起原又其時の事どもを零記せむに抑も田沼家にて佐野の系圖を借らるべき謂れあるもとより二家の出る所いたく異れり二家の系譜を記せば善左衛門が家の本國三河にて本姓藤原なり遠祖信濃守長清十二代の孫與八郎政次始めて徳川氏に仕へ其男右馬助政安三河國下和田に居り其子與八郎政吉其子傳右衛門政長なるが政長に三人の男子あり長男與八郎政直父の家を継ぎ下總國にて七百石を賜ひ二男五兵衛政秋も新たに召出されて別に三百石を賜へり政秋が男傳右衛門政朝

其子善左衛門政矩其子傳右衛門政豊あり殿豊に男子一人  
 女子四人あり男子は即ち田沼侯を亦傷せし善左衛門政言  
 是れなり四人の女子は長女は春日佐太郎が妻とあり二女  
 三女は天死し四女は小宮山儀藤次に嫁せられ善左衛門  
 か本家は佐野與八郎にて系圖は其家にて其子孫足利  
 又田沼家の系統は其先左大臣魚名公より出て其子孫  
 太郎基綱下野國安蘇郡佐野村に住せしを以てしばらく  
 野を氏とせしが七世の孫壹岐守重綱にひたりて同國安積  
 郡田沼村に移り住まければ是れより氏を田沼と更めぬ其  
 子孫紀伊家に在りしが傳左衛門意行にいたりて吉宗公入  
 城のとき吉宗公は紀伊大納言光貞卿の第三子あるが入て  
 本宗を継ぎ大將軍に任す從ひて幕臣に列し享保九年功を

以て從五位下に叙し主殿頭に任し同十八年采地を加賜せ  
 らる是れ即ち主殿頭意次朝臣の父にて善左衛門のため  
 手佛を負ひし山城守意知朝臣の祖父ありされば佐野善左  
 衛門の家系と田沼家の系統の別あると判然たりいかで田  
 沼家にて善左衛門の系圖を借るべきやこれを識らずして  
 田沼佐野の系圖争ひあると物々しう唱ふるは最と片服痛き  
 あどいふべし抑も善左衛門が亦傷の事の原は系圖に  
 らず全く前年鷹狩の時的一件に在りては天明三年の冬徳  
 川家治公(十代將軍)龜有邊へ遊獵あり此時善左衛門も俱弓  
 き命せられて隨從せり時に善左衛門新御番たり善左衛門  
 幼名を源之助と稱す安永二年八月父傳右衛門政豊隱居し  
 ければ家督を相續し同六年二月大御番に編入せられ同七

四十四年新御番に轉じ追々頭替りて天明元年四月より蜷川相摸守の組となれり家の徽號は丸の内劔持籠と丸の内佐の字を用う(備此供弓の始りは享保六年二月廿五日徒頭長田三右衛門將軍小菅へ遊獵のとき供先にありて鳥を射留しが起りにて同年九月二十一日一橋外明地へ趣かれしとき小性組仁木周防守組玉虫八左衛門供弓を命せられ鴻を射留めければあれより後小性組書院番新御番にいたるまで一年かぎりに供弓の射手を撰舉せらるゝ事定例とありぬ

(以下三十一編に掲ぐ)

實事譚三十編終

明治十五年三月廿日出版御届 (十五錢)  
 同 年四月五日發行

編輯人

出版人

發兌元

大賣捌所

同

新潟縣平民

松村 操

神田區佐久間町 二丁目十一番地

東京府平民

望月 誠

京橋區南鍋町 一丁目七番地

東京南鍋町一丁目

兎屋 誠

大坂唐物町三丁目

同 支店

東京芝三島町

山中 市兵衛

